

交通遅延について

株式会社プレート
コーポレートデザイン本部
総務/法務セクション
平成30年6月29日

交通遅延とは

事故などの何らかの予定で、公共交通機関の期日・時刻が遅れてしまうこと。

この遅延については規定は法律上なく、会社ごとに規定をつくることができます。

つまり電車が停電等で止まってしまい、始業に遅れてしまった場合、遅刻とみなすことができるということです。

ただ予想ができないものに関してすべてを遅刻として扱うのではなく、以下のルールに判断をさせていただきます。

認められる遅延(あらかじめ予測できない遅延)

- ・公共交通機関のストライキ、人身事故、停電
- ・自然災害(地震等)

例)通勤中に停電が起こり、電車が止まってしまい始業時間に間に合わなかった。

認められない遅延(あらかじめ予測できる遅延→遅刻)

- ・前日からニュースなどにより知ることができた天候不順(台風等)
- ・車通勤、自転車通勤(公共交通機関のみのため)

例)前日から台風の予報がでており、次の日に交通機関が遅れることが予想できていたにもかかわらず始業時間に間に合わなかった。

時間給の従業員について

労働条件第6条上、労働者による労務の提供と、使用者による賃金の支払との“双務契約”です。労務の提供がないため、雇用者に賃金支払義務はありません。これをノーワーク・ノーペイの原則といいます。

労働条件第6条

労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する。